

東京都排出量取引セミナー & マッチングフェア 2021

～排出量取引及びクレジットの
無効化に係る会計・税務～

November 2021

PwC税理士法人 ディレクター 八木 淑恵

Strictly private and confidential



排出量取引の会計	3
排出量取引の税務	12
参考文献・講師紹介	21

排出量取引の会計

東京都排出量取引制度に関する会計処理の背景

1. 「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(平成16年11月30日(平成18年7月14日改訂、平成21年6月23日最終改定) 実務対応報告第15号、企業会計基準委員会(ASBJ)) – 京都メカニズム及び試行排出量取引スキームにおけるクレジットを対象
2. 第199回企業会計基準委員会(平成22年4月9日) – 東京都排出量取引制度の会計処理については、当面、実務対応報告第15号で定められている試行排出量取引スキームの会計処理に準じて処理することで問題ないとの基本的考え方を提示
3. 東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度の会計処理に関する基本的な考え方(平成22年8月東京都環境局。以下「基本的な考え方」) – 特定地球温暖化対策事業者等及び排出量取引への参加者の実務上の参考とするため、ASBJの見解を基礎とした会計処理の一例を提示

(注)なお、「基本的な考え方」に示している会計処理の例は、必ずこのとおりに会計処理を行わなければならない、というような会計基準ではない。第15号及び他の会計基準に沿った範囲であれば、この例と異なる会計処理を行って構わない。

東京都排出量取引制度に関する会計処理の基本的考え方

会計処理の基本的な考え方

無償で取得した超過削減量（東京都が発行したもの）については、原則として会計処理を行わず（オフバランスとなる）、有償で取得したクレジット等について会計処理が行われる。

会計処理の基本的な考え方 – 会計処理の例示 (1/6)

1. 削減義務者が自ら東京都から超過削減量(クレジット)の発行を受けた場合

会計処理は行わない(仕訳なし)

2. 他の者から超過削減量等(クレジット)を購入する場合

- 削減義務者が義務履行目的で購入する場合は、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」

仕訳例: 借) 無形固定資産(投資その他の資産) 貸) 現金預金

- 第三者に販売する目的で購入する場合は、「棚卸資産」

仕訳例: 借) 棚卸資産 貸) 現金預金

会計処理の基本的な考え方 – 会計処理の例示 (2/6)

3. クレジットの指定管理口座への移転時

一般管理口座から指定管理口座へ移転した時点で費用とする。

① 自社の超過削減量を義務充当する場合

仕訳例： 仕訳なし

② オフセットクレジットを義務充当する場合

仕訳例： 借) 販管費(売上原価又は製造原価)

貸) 無形固定資産(投資その他の資産)

会計処理の基本的な考え方 – 会計処理の例示 (4/6)

6. 引当金の計上

削減義務の未達が見込まれる場合には、一般的な会計基準に従って引当金を計上する。

仕訳例: 借) 引当金繰入額 貸) 引当金

7. 偶発債務の注記

重要性がある場合には偶発債務の注記が必要と考えられる。

会計処理の基本的な考え方 – 会計処理の例示 (5/6)

[注目!]

第一計画期間に創出されたクレジットは、第二計画期間の義務履行期限経過とともに有効期限を迎え、抹消されます。
※一部の再エネクレジットは除きます。

8.クレジットの有効期限の経過時(クレジットが抹消された時)

①削減義務者が自ら東京都から発行を受けた超過削減量(クレジット)の場合

仕訳例: 仕訳なし

②他の者から取得した超過削減量等(クレジット)の場合

棚卸資産・固定資産の除却と同様の費用処理を行う

仕訳例: 借)無形固定資産除却損又は棚卸資産廃棄損

貸)無形固定資産(投資その他の資産)又は棚卸資産

(注)以下のケースに係る会計処理も上記と同様

- 超過削減量等の無効化
- 一般管理口座が廃止された場合の、当該口座に記録されたクレジット抹消(知事の管理口座に移転)

会計処理の基本的な考え方 – 会計処理の例示 (6/6)

9. 一般管理口座の開設(更新)に係る手数料の取扱い

一般管理口座の開設手数料及び更新手数料は、超過削減量の発行申請及び指定管理口座への移転に当たり直接的な支出に当たるため、次の処理を行うことが考えられる。

仕訳例： 借) 販管費 貸) 現金預金

(注) 一般管理口座に関する手数料は、指定地球温暖化対策事業者以外の者が徴収対象となる。

排出量取引の税務

東京都排出量取引制度に関する税務上の処理の背景

1. 排出量取引制度に関しては、税法等に特段の定めは置かれていない。
2. したがって、法人税については法人税法第22条第4項（一般に公正妥当と認められる会計基準に従って計算）によることとなる。
3. しかしながら、排出量取引制度の税務上の取扱いについては、以下の文書回答事例が公表されている。
 - (1) 京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて（平成21年2月24日：文書回答事例）
 - (2) 東京都条例に基づく排出削減義務制度における排出量取引に係る税務上の取扱いについて（平成24年6月11日：文書回答事例）
 - (3) 東京都条例に基づく温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度を利用した「東京都へのクレジットの無償提供」に係る税務上の取扱いについて（平成30年11月7日：文書回答事例）
 - (4) 東京都条例に基づく温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における「クレジットの無効化」に係る税務上の取扱いについて（平成30年11月7日：文書回答事例）

東京都条例に基づく排出削減制度における排出量取引に係る税務上の取扱い (1/6)

1. 超過削減量等(クレジット)の資産性の有無

法人税法及び消費税法の取扱いの検討に当たって、超過削減量等(クレジット)に資産性があるかどうかは前提となる。平成24年6月11日文書回答事例では、以下の理由から、超過削減量等(クレジット)は資産性を有するものと解する立場をとっている。

- (1) 削減義務者が削減義務を履行するために使用することができるよう制度設計がされていること。(法的安定性、流通性の確保)
- (2) 超過削減量等(クレジット)は、排出量を登録検証機関が審査、検証又は第三者機関が認証したものを東京都がクレジット化したものであること。(恣意性の排除(客観性の確保))
- (3) 削減義務者及び取引参加者間で金銭等を介して取引の対象とされ、財産的価値を有するものとして移転することが可能であること。(取引可能性)

東京都条例に基づく排出削減制度における排出量取引に係る税務上の取扱い (2/6)

2. 超過削減量等(クレジット)の取得

① 削減義務者が自ら東京都から発行を受けた超過削減量(クレジット)

法人税： 処理なし

消費税： 課税対象外

② 他の者から取得する超過削減量等(クレジット)

法人税： 一般管理口座に記録された日(移転が完了した日)の属する事業年度において、資産として計上

消費税： 課税取引(注)

(注) 仕入税額控除の計算に当たり、個別対応方式を作用する場合の用途区分は、課税仕入を行った日の状況により、判断する。

ア) 自己の削減義務の履行に使用する場合 - 削減義務を課された事業所における事業(当該事業所において行われる資産の譲渡等)の内容に応じた用途区分に判定

イ) 他の者に売却する場合 - 課税資産の譲渡等のみ要するもの

東京都条例に基づく排出削減制度における排出量取引に係る税務上の取扱い (3/6)

3. 超過削減量等(クレジット)の義務充当(償却)

法人税： 指定管理口座から**義務充当口座に移転した日**の属する事業年度に損金算入

消費税： 課税対象外

4. 超過削減量等(クレジット)の売却

法人税：

(1) 削減義務者が自ら東京都から発行を受けた超過削減量(クレジット)
売却の確定した事業年度の益金に算入。この場合の譲渡原価は0(ゼロ)。

(2) 他の者から取得した超過削減量等(クレジット)
(1)と同様に取り扱う。この場合の譲渡原価は帳簿価額

消費税： 課税取引(課税売上)

東京都条例に基づく排出削減制度における排出量取引に係る税務上の取扱い (4/6)

5. 超過削減量(クレジット)等の無効化

法人税:

- (1) 削減義務者が自ら東京都から発行を受けた超過削減量(クレジット)の場合(オフバランスの場合)には、特段の処理は不要
- (2) 他の者から取得した超過削減量等(クレジット)の場合、無効化した日(一般管理口座から無効化口座に移転した日)の属する事業年度に、当該クレジットの移転時の帳簿価額を費用又は損失として、損金の額に算入

消費税: 課税対象外

東京都条例に基づく排出削減制度における排出量取引に係る税務上の取扱い (5/6)

[注目!]

第一計画期間に創出されたクレジットは、第二計画期間の義務履行期限経過とともに有効期限を迎え、抹消されます。
※一部の再エネクレジットは除きます。

6. クレジットの有効期限の経過時(クレジットが抹消された時)

法人税:

(1)削減義務者が自ら東京都から発行を受けた超過削減量(クレジット)の場合

仕訳例: 仕訳なし

(2)他の者から取得した超過削減量等(クレジット)の場合

棚卸資産・固定資産の除却と同様の費用処理を行う

仕訳例: 借)無形固定資産除却損又は棚卸資産廃棄損

貸)無形固定資産(投資その他の資産)又は棚卸資産

消費税: 課税対象外

(注) 一般管理口座が廃止された場合の、当該口座に記録されたクレジット抹消(知事の管理口座に移転)に係る税務処理についても、上記と同様になるものと考えられる。

東京都条例に基づく排出削減制度における排出量取引に係る税務上の取扱い (6/6)

[参考]

東京都への超過削減量等(クレジット)の無償提供

(「ゼロエミッション東京」の実現に向けた都への提供: 現在募集はしていません)

法人税:

- (1) 削減義務者が自ら東京都から発行を受けた超過削減量(クレジット)の場合(オフバランスの場合)には、特段の処理は不要
- (2) 他の者から取得した超過削減量等(クレジット)の場合、無償提供をした日(当該事業者の一般管理口座から東京都の一般管理口座に移転した日)の属する事業年度に、当該クレジットの無償提供時の価額に相当する金額を東京都に対する寄附金の額として損金に算入

消費税: 課税対象外

その他のクレジットの税務上の取扱い

以下のクレジットの取得等に係る取引の税務上の取扱いについては、超過削減量(クレジット)の取扱いと同様となる(平成24年10月16日国税局口頭回答)。

- 都内中小クレジット
- 都外クレジット
- 再エネクレジット(環境価値換算量)

事業者が他の者から取得した以下のクレジットを東京都へ無償提供又は無効化する場合の税務上の取扱いについては、超過削減量(クレジット)の取扱いと同様となる。

- 都内中小クレジット (平成30年11月7日国税局口頭回答)
- 都外クレジット (令和元年6月2日国税局口頭回答)
- 再エネクレジット(環境価値換算量) (令和元年6月2日国税局口頭回答)

一般管理口座の開設(更新)手数料については、会計処理と同様の取扱いになることが考えられる。

(注)一般管理口座に関する手数料は、指定地球温暖化対策事業者以外の者が徴収対象となる。

参考文献・講師紹介

参考文献 – 会計

- 東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度の会計処理に関する基本的考え方

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.files/kaik_ei_kihonteki_kangaekata_1008.pdf

- 実務対応報告第15号

https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2009/2009-0623.html

- 第199回企業会計基準委員会

<https://www.asb.or.jp/jp/project/proceedings/y2010/2010-0409.html>

参考文献 – 税務

- 京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて
<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/shohi/090219/01.htm>
- 東京都条例に基づく排出削減義務制度における排出量取引に係る税務上の取扱いについて
<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/shohi/120611/index.htm>
- 東京都環境公社以外が販売するグリーン電力証書を変換した再エネクレジットの取得等に係る取引の税務上の取扱いについて
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.files/zeimu_20130301.pdf
- 東京都条例に基づく温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度を利用した「東京都へのクレジットの無償提供」に係る税務上の取扱いについて
<http://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/hojin/181107-2/index.htm>
- 東京都条例に基づく温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における「クレジットの無効化」に係る税務上の取扱いについて
<http://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/hojin/181107/index.htm>

講師紹介



八木 淑恵
PwC税理士法人
ディレクター
公認会計士・税理士
Tel: 080 - 3716 - 8411
Email: yoshie.y.yagi@pwc.com

事業会社勤務を経て、2006年にPwC税理士法人に入所。

2013年から2016年までPwC オランダ アムステルダム事務所へ出向。

アムステルダム事務所では、オランダに進出する日系企業及びオランダを通じて第三国に進出する日系企業に対しオランダ税務等に関するアドバイスを提供した。

現在は、国際税務及びディールスタックス部門のディレクターとして、M&Aにおけるストラクチャリングやデューデリジェンスを提供するとともに、国内外の組織再編及びクロスボーダー取引に関する税務コンサルティング・サービスを提供している。

Thank you

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームであるPwC税理士法人、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。

詳細は <https://www.pwc.com/jp/ja.html> をご覧ください。

PwC Restricted Use - Confidential